



号外第3号
令和2年3月27日
発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定…………… 1
- 土壤汚染対策法の規定による要措置区域の指定の解除…………… 1

告示

広島市告示第124号

令和2年3月27日

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定します。

なお、土壤汚染対策法第15条第1項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定する形質変更時要届出区域
広島市南区出島二丁目2番13の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物
六価クロム化合物
シアン化合物
四塩化炭素
水銀及びその化合物
セレン及びその化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
ベンゼン
ほう素及びその化合物
ポリ塩化ビフェニル
有機りん化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物

- 六価クロム化合物
- シアン化合物
- 水銀及びその化合物
- セレン及びその化合物
- 鉛及びその化合物
- 砒素及びその化合物
- ふっ素及びその化合物
- ほう素及びその化合物

広島市告示第125号

令和2年3月27日

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成30年広島市告示第443号で指定した要措置区域の全部について次のとおり指定を解除します。

なお、土壤汚染対策法第15条第1項に規定する指定解除要措置区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定を解除する要措置区域
広島市安佐北区可部南二丁目の1345番2、1355番4及び1356番1の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
- 3 指定を解除する要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去